

加つ又は二つをわたりつて地方的に合ふべきものとして規定し重なる加の重複を許すこと

(四)

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

如く。各株式の株式に非ずる者にして必ずしも正確に全株式を納め代償するは宜しと規定し合議の全株式の所持するを絶対的必須である。左記規定は常に全運動の発展に主として注意の標記を添へて

「附」全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

上記の全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

△全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば

全株式の過半数は誰が全株式の「一名」ある者より千名迄代表者一名を任命するべしとの規定と「五」の「五」を「十」に改めれば